



今冬も感染対策の徹底を（岐阜県からのお願い）

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されてから、初めての新年を迎えましたが、過去3年と同様に、新規感染者数は全国的に増加しています。

本県でも、1月に入って急速に増加し、「感染警戒期」の水準に達しました。多い日では一日に約1,800人もの陽性者が発生しています。

現在のところ、オミクロン株・XBB系統の一種であるEG.5系統が引き続き主流ではあるものの、JN.1など新たな系統も出てきています。さらに今後、感染力の強い変異株が発生する可能性もあり、油断はできません。

また、季節性インフルエンザについても、11月には約4年ぶりに警報を発表しましたが、現在も感染が収まる気配はありません。さらに、咽頭結膜熱も11月には初めて警報レベルを超えました。

こうした中、「令和6年能登半島地震」が発生し、現在、県内各地の医療従事者など、多くの方々が被災地の支援に当たっています。ここで、更なる感染の拡大を許し、医療ひっ迫を招くことは、何としても避けなければなりません。初心に立ち返って、今、必要な対策にしっかりと取り組むことが必要です。

改めて、新型コロナの特性を振り返りますと、

○感染力が非常に強く、条件が揃えば一気に感染が広がること、

○無症状でも感染を広げるリスクがあること、

○高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクが高いこと、

○症状の有無に関わらず、後遺症に苦しむことがあること、

○ワクチン是有効だが、一定期間で効果が薄れること、

などが挙げられますが、こうした実態は、依然として何ら変わるものではありません。

県民の皆様には、以下に掲げるとおり、新型コロナをはじめとする感染症の拡大に十分な警戒をお願いいたします。



【県民の皆様へのお願い】

- 定期的な換気、こまめな手洗いや手指消毒、効果的な場面でのマスク着用など、引き続き基本的な感染対策の励行をお願いします。
- 体調不良の際、症状が軽くても無理をせず行動をストップし、かかりつけ医の受診や積極的な検査をお願いします。
- 重症化リスクの高い方が、混雑した場所へ出かける場合は、マスクを着用するなど自らの命を守る取組みをお願いします。
- 高齢者や基礎疾患のある方と会う場合には、状況に応じたマスク着用など重症化リスクの高い方を感染させないための配慮をお願いします。
- 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種の検討をお願いします。特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方には、ワクチンの接種をおすすめします。
- 医療のひっ迫を防ぐため、解熱鎮痛薬、抗原定性検査キットなどを事前に準備するとともに、救急外来や救急車は真に必要な場合にのみ利用をお願いします。



高山市産業振興計画の見直しに係る 地域別懇談会

高山市では、高山市産業振興基本条例に基づき、市民・事業者・産業振興団体・行政が一体となって、商工業、観光産業、農林畜産業の各産業のより一層の連携と豊富な地域資源を活用した産業振興を図るため「高山市産業振興計画」を策定しています。

現在の計画は令和6年度末までとなっております。さらにコロナ禍や物価高騰、最低賃金の大幅引上げ等、社会情勢も大きく変化していることから、地域の実情を直接事業者の皆様からお聞きし、今後の産業振興に必要な施策を検討するため、地域別懇談会が開催されますので、多数の参加をお願いします。

令和6年2月21日(水)19:00～ 朝日支所創作実習室
令和6年2月22日(木)19:00～ 高根支所大会議室
※久々野地区は3月に開催される予定です。

兼業副業人材活用セミナー

無料

高山市では、「ふるさと兼業」の取り組みを行っているNPO法人G-netによる兼業副業人材活用セミナーを開催します。

新規事業を一緒に取り組む人材を探している、広報やデジタル活用など専門性の高い業務についてノウハウのある人材と一緒に取り組みたいなど、都市圏などで活躍する人材を活用して、事業の活性化に向けた取り組みを行いませんか。

セミナー終了後には講師による個別相談会も実施します。

◆日時 令和6年2月29日(木) 15:00～16:30
◆会場 高山市役所 3階 行政委員会室
◆申込み 高山市商工振興課
☎ 0577-35-3144

商工会トピックス

商工会女性部では、1月14日(日)に新春講演会を開催しました。講師には国府町で板倉を移築した一日一組限定の宿を運営される岡田絢子さんをお招きし、「日本の田舎に旅する理由」と題した講演を聴講しました。

インバウンドが中心の客層の中で、地域を大切にし、地域からも愛される宿泊施設を目指す取り組みは、この地域における新たな事業展開に貴重な示唆をいただけるものでした。



確定申告はお早めに!!

申告
期限

所得税：令和6年3月15日(金)

消費税：令和6年4月1日(月)

労働保険の手続きはお済みですか

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を一人でも雇っている事業主**は、農林水産業の一部を除き、**必ず労働保険の成立手続き**をしなければなりません。

「労働保険」とは**労災保険**と**雇用保険**の総称です。

「**労災保険**」は、労働者が**仕事(業務)**や**通勤が原因**で**負傷、疾病にり患、死亡された場合**に、労働者本人やご遺族を保護するための給付等を行っています。

「**雇用保険**」は、労働者が**失業した場合や働き続けることが困難になった場合**、また、**自ら教育訓練を受けた場合**に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

労働者とは職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価として賃金が支払われる者のことをいいます。**労災保険**は、短時間労働者(パート、アルバイト等)を含む**すべての労働者が対象**となります。

雇用保険は、短時間労働者でも**1週間の所定の労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込が31日以上である場合は**手続きをしなければなりません。

手続きに関するお問合せは商工会へ

経営指導員
の一期一会

電子帳簿保存法の対応は大丈夫ですか？

2024年1月1日から電子取引データ保存が義務化され、事業に関連する領収書などを紙ではなく**データで受け取った場合等は、個人・法人に関わらず全ての事業者の方が、電子取引のデータを保存する必要があります。**

◎保存対象になる取引の例

- ・ネットショップ等の見積書、注文書、請求書、領収書等
- ・電子メールやクラウドサービスを利用し授受した見積書、注文書、請求書、領収書等
- ・ETCの利用明細(ダウンロードした利用証明データ【一部省略可】) など

◎保存の要件

- 1 真実性の確保(電子取引データの改ざん防止措置をおこなうこと)
- 2 可視性の確保(電子取引データを画面など確認ができるようにすること)

◎データの保存方法について

取引先や日付別など分かりやすいファイル名でパソコン等に保存してください。

※ご不明な点など、商工会にお気軽にお問合せください。



《参考》電子帳簿等保存制度の3つの区分

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」をパソコンなどで作成している書類は電子データのまま保存ができます。

② スキャナ保存【希望者のみ】

取引先から受領した紙の領収書・請求書等は書類自体を保存する代わりにスマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人に関わらず全ての事業者は対応が必要】

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データを保存しなければなりません。

高山南商工会

本 所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@m1.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

最新の情報はホームページをご覧ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>